

CDMを利用したコベネフィット支援事業実施要領

制定 平成24年4月5日 環水大総発第120405004号

1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱（平成24年4月1日付け環水大総発第120405004号、環水大自発第120405001号。以下「要綱」という。）第4条第5項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる事業の実施について必要な細目等を定めることにより、同事業の適切な実施に資することを目的とする。

2. 事業の実施方法等

(1) 対象事業の要件

対象事業は、以下の要件を満たすものであること。

- 一 京都議定書に批准している国において実施する我が国の削減目標達成に貢献するCDM事業であること。
- 二 水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資する事業であること。
- 三 事業の実施が事業実施国の環境社会への悪影響を及ぼさないものであること。
- 四 本事業の成果としての温室効果ガスの削減量及び環境改善対策の効果を定量的に把握できること。

(2) 補助対象者の要件

補助対象事業者は、以下の要件を満たす者であること。

- 一 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 二 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- 三 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- 四 環境省に対する経理、その他の説明・報告を日本語でできる体制を有していること。

3. 補助金の額

交付する補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1を限度とする。

4. 事業実施者の義務

(1) 事業実施者は、補助事業を実施することにより、クレジット（京都メカニズムによる排出削減量。以下「CER」という。）が得られるよう以下の措置を講じること。

- 一 CDM事業として公的に承認されるまでの間
CDM理事会への登録に必要な措置（投資国政府及びホスト国政府の承認、方法論の承認、有効化の取得等に必要な措置を含む）。
- 二 CDM事業として公的に承認された後
クレジットが発生するよう適切かつ継続的な事業実施、クレジットの取得に必要なモニタリングの適切かつ継続的な実施、クレジットの検証、認証、発行及び移転のために必要な措置

(2) 事業実施者は、事業実施計画書に記載した環境対策を適切に実施すること。

5. 交付申請書に添付すべき書類

要綱第6条第3項の実施要領にて定める書類は、以下のとおりとする。ただし、(4)は要綱第4条第3項に該当する場合に、(7)から(9)の書類については、添付可能な場合のみ添付すればよい。

- (1) プロジェクト設計書(PDD)のコピー又はそれに相当するもの(ドラフト可)
- (2) 事業実施者(共同事業者含む)の組織概要・事業実績に関する資料(事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書など)
- (3) 事業実施者が補助事業により発生したクレジットを政府口座に移転できる権限を有することを確認できる文書(クレジット移転契約書のコピー等。なお、申請時に当該文書の作成に必要な調整を行っている場合には、調整状況を説明する資料を提出すること)
- (4) 代表事業者届出書(交付申請以降の環境省に対する手続きを代表者が行うことについて、共同事業者全員の合意があることを確認できる資料を添付すること。)
- (5) 積算根拠資料
- (6) 期待される環境改善効果に関する資料
- (7) 有効化審査報告書のコピー
- (8) 日本国政府承認書のコピー(又は申請書のコピー)
- (9) ホスト国政府承認書のコピー(又は申請書のコピー)

6. 補助事業における利益等排除について

自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額(製造原価)を補助対象経費の実績額とする。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額(製造原価と販売費及び一般管理費の合計)を補助対象経費の実績額とする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施者が以下の一～三の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社とする。

- 一 事業実施者自身
- 二 100%同一の資本に属するグループ企業
- 三 事業実施者の関係会社(上記二を除く)

(2) 利益等排除の方法

一 事業実施者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

二 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

三 事業実施者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明すること。また、その根拠となる資料を提出すること。

7. 著作権等の扱い

- (1) 申請書及び実績報告書等の提出書類に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、個々の著作者等が保有するものとする。ただし、環境省が提出書類等を使用する場合は、特段の支障がない限り無償でその使用を承諾するものとする。
- (2) 申請書及び実績報告書等の提出書類に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

8. 年次報告

事業実施者（要綱第4条第3項に該当する場合は代表事業者）は、補助事業完了後、要綱第29条第1項に基づく京都メカニズムによるクレジットの移転が完了するまで、補助事業によるCDMを利用したコベネフィット支援事業活動について、毎年度1回年度末までに、別添様式による事業活動年次報告書を大臣へ提出しなければならない。

別添様式

番 年 月 日 号

環境大臣 殿

住 所
事業実施者 名 称
代表者等名 印

CDMを利用したコベネフィット支援事業活動年次報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった上記補助事業について、CDMを利用したコベネフィット支援事業実施要領の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施した補助事業の名称

2 クレジット移転状況

- (1) クレジット移転予定総量
- (2) 移転済クレジット量
- (3) クレジット移転予定残量

3 環境改善効果の状況

(要綱第6条第1項に基づく交付申請書(様式第1)の別紙1の2のCDMを利用したコベネフィット支援事業実施計画書の補助事業の概要に記載した環境改善効果の実績等。)

4 その他CDMを利用したコベネフィット支援事業に係わる活動状況等

(施設の稼働状況、今後のクレジット移転見込み、当該補助事業に係わる社会環境の変化等)